

9月6日(日)に防災訓練(A地区)を実施します

問合せ 防災まちづくり課 地域防災係 (☎ 0739-26-9976)



次のとおり防災訓練を実施します。該当する地域にお住まいの皆さんは積極的にご参加ください。なお、訓練時は、マスクの着用、「密」を避けるなど、避難における新型コロナウイルス感染症拡大防止を意識した行動をお願いします。

■ 田辺地域 9時開始
 ◇ 龍神・中辺路・大塔地域 8時開始
 ◇ 本宮地域 9時10分開始
 ※ 荒天等で中止の場合、各地域とも開始1時間前に防災放送を行い、9月13日(日)に延期します。

■ 訓練内容
 ◇ 避難訓練
 右記時間に訓練を開始します。サイレンや防災放送を合図に訓練を開始しますので、家族や自治会等で決めている避難場所を避難してください。

なお、田辺地域では避難訓練の際にFM T A N A B Eが訓練放送を流しますので、携帯ラジオをお持ちの方は、是非ご利用ください。

また、各避難所運営訓練会場では、避難者数の集計を行いますので、ご協力ください。

◇ 体験訓練
 8時30分頃(龍神・中辺路・

田辺市地域活性化商品券の販売を開始します

問合せ 田辺市商店街振興組合連合会 (☎ 0739-22-2960)



新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んでいる地域内の需要の喚起を目的として、「田辺市地域活性化商品券」(以下、商品券)を販売します。

【商品券の概要】
 ■ 発行総額 8億7,200万円
 ■ 販売価格 1セット11万円(10,000円券×13枚+1万3,000円分)
 ■ 販売上限 1人1セット
 ■ 令和2年7月1日時点(以下基準日)で市に住民票がある方(中学生以下除く)。
 ※ 対象者には商品券購入引換券を郵送します。
 ■ 無料配布 基準日時点で中学生以下及び妊婦の方(市健康増進課で把握している方)には、5,000円分の商品券を書留にて郵送します。
 ■ 利用期間 8月17日(月)～令和3年2月28日(日)
 【商品券の販売について】
 ■ 販売期間 8月17日(月)～9月30日(水)
 ■ 購入方法 商品券購入引換券を持参の上、下記購入引換所へお越しください。

■ 購入引換所・受付時間
 ◇ 市内27郵便局(簡易郵便局を除く) 平日9時～17時(田辺郵便局のみ平日9時～19時、土9時～15時)
 ◇ 田辺市商店街振興組合連合会 平日9時～16時、土9時～15時
 ◇ 田辺商工会議所 平日9時～16時
 ◇ 各商工会(牟婁商工会(上秋津農村環境改善センター)・龍神村商工会・中辺路町商工会・大塔村商工会・本宮町商工会) 平日9時～16時
 ■ 取扱店 購入時にお渡しする取扱店一覧表をご覧ください。

【注意事項】
 ◇ 商品券の交換、譲渡及び売買はできません。
 ◇ 商品券による購入の際はつり銭は支払われません。
 ◇ 債務の支払い、換金性の高いものの購入、たばこの購入、事業上の取引など、商品券の利用対象にならないものがあります。
 その他の注意事項等、詳しくは上記までお問い合わせください。

■前年度の様子



▲ 消火訓練



▲ 避難所設営訓練

大塔) 9時30分頃(田辺) 9時40分頃(本宮) から各訓練会場において、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた体験訓練を行いますので、是非ご参加ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況により、訓練内容等を一部変更する場合があります。

■ 体験訓練の会場について
 それぞれの地域ごとにチラシ等で事前に訓練会場をお知らせします。

■対象地域(A地区)

田辺地域	西部ブロック	目良、天神、益穂、御所谷、西郷、古尾、江川、江川榎湯、立戸、目良団地、シーサイド天神崎
	芳養ブロック	松原、井原、大坊、団栗、崖、境、田中、田川、芋、上芳養、中芳養、明洋、元町明洋団地、芳養団地、千津ヶ谷宿舎、青葉台
龍神地域	上山路地区	上宮代、下宮代、西、東、殿原、丹生ノ川
中辺路地域	栗栖川地区	北郡、西谷、真砂、石船、大内川、峰、小皆、熊野川、澤、水上、下芝、中芝、上芝上、上芝下、内井川
大塔地域	鮎川地区	下附、宇立、向越、能登、蕨尾、小川、愛賀合、地ノ谷、赤木、内ノ井、下平、射場、鉛山
本宮地域	三里地区	萩、竹ノ本、福寿、菊水、発心門、中下番、小森、一本松、大居、下向、九鬼、上切原、切畑、八木尾、土河屋

気象警報や避難勧告などの各種情報をお届けします

市では「防災行政無線」による放送以外に下記の方法でも同様の内容を発信しています。是非ご利用ください。

■防災行政メール

登録している携帯電話及びパソコンに放送内容をメールで配信します。下記又は23ページのQRコードから登録ください。

☐ <http://bousaigyousei.aamail.aikis.jp/>

■防災行政テレフォンガイド

放送内容を電話で聞くことができる電話案内サービスです。放送を聞き逃した際等にご利用ください。

☎ 0120 (963) 910 (通話料無料)

tanabe en+ が8月10日(祝)からオープンします

問合せ 下記参照



市では、国の「景観まちづくり刷新モデル地区」の指定を受け、平成29年度より、「世界遺産のまち田辺市」の玄関口にふさわしい、賑わいのある商店街づくりをめざすとともに、世界遺産「闘雞神社」へ通じる商店街として景観に配慮した外観修景に取り組み、魅力的な商店街へとするため、駅前商店街外観修景整備及び市街地活性化施設整備等の田辺市景観まちづくり刷新支援事業を実施してきました。

この度、JR紀伊田辺駅前に整備していましたが、田辺市市街地活性化施設【愛称】「tanabe en+」が8月10日(祝)の10時にオープンします。

本施設は、街なかの情報発信や起業・創業支援など来訪者と市民の多様な交流機会の創出を図り、地域経済の活性化につなげることを目的に整備しており、施設の1階は田辺の魅力ある地域産品を紹介するプロモーションカフェ、2階は起業・創業に関するセミナー



▲ tanabe en+ 外観

ナーの開催やテレワークで利用できるワーキングスペース等を運営することにより、皆さんの縁を結び、交流と協働を生み出す新たな拠点となります。どうぞ、気軽にお立ち寄りください。

☎ 0739 (25) 8230
 ◇ 商工振興課 創業立地推進係
 ☎ 0739 (26) 9970

試験区分	採用予定人数	受験資格
一般事務職3種 (障害者対象・ 高等学校卒業 程度)	1名程度	次に掲げる要件1の全てを満たす方で、要件2のいずれかに該当している方 ■要件1 ◇昭和60年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方 ◇活字印刷文(文字の大きさは11ポイント程度)による出題(点字による出題も可)及び個別面接試験に対応できる方(介助等のための付添人が同伴することはできませんが、解答時間中は別室でお待ちいただきます。) ◇通勤(家族等による送迎などを含む。)ができる方 ◇週38時間45分の勤務が可能な方 ■要件2 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書を提出できる方 ③都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている方 ④児童相談所、知的障害者厚生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書等を提出できる方 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※上記①～⑤の手帳等は受験申込日、受験日当日及び採用日において有効であることが必要です。(該当しない場合は受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。) ※上記②の診断書・意見書については、診断日から6か月間を有効とし、上記④の判定書等については、判定日から1年間を有効とします。申込日において有効であっても、受験日まで有効期限が到来することや採用日まで有効期限が到来することが想定されますので、期限内に余裕をもって再度取得手続等を行ってください。 ※上記手帳や書類等には有効期限や再判定期日等の記載がある場合があります。有効期限にご注意ください。再発行や更新手続に時間を要する場合がありますので、必ず確認してください。 ※点字による出題を希望される方は申込書にその旨を記載してください。
一般事務職4種 (文化財専門員)	1名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、大学又は大学院において考古学若しくは歴史学を専攻し、卒業若しくは修了又は令和3年3月末日までに卒業見込み若しくは修了見込みで、かつ、博物館法に規定する学芸員の資格を有する方又は令和3年3月末日までに取得見込みの方
土木技術職	2名程度	昭和60年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方で、土木設計技術を習得するための専門課程を卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方
建築技術職	1名程度	昭和60年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方で、建築設計技術を習得するための専門課程を卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方、若しくは建築士免許(1級又は2級)を有する方
保育士	4名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格を有する方又は令和3年3月末日までに保育士資格を取得見込みの方
看護師	1名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、看護師免許を有する方又は令和3年3月末日までに行われる国家試験により看護師免許を取得見込みの方
保健師	2名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方又は令和3年3月末日までに行われる国家試験により保健師免許を取得見込みの方
消防職	6名程度	昭和60年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方
美術館学芸員	1名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、大学(短期大学を除く)又は大学院において日本近世の美術又は文学を専攻し、卒業若しくは修了又は令和3年3月末日までに卒業若しくは修了見込みで、かつ博物館法に規定する学芸員の資格を有する方又は令和3年3月末日までに学芸員資格を取得見込みの方

※「短期大学」、「大学」、「大学院」とは、学校教育法に基づく短期大学、大学又は大学院をいいます。
 ※一般事務職1～3種の大学卒業程度、高等学校卒業程度とは試験問題の程度を示すものであって、学歴により受験を制限するものではありません。最終学歴が中学校卒業等であっても受験することができます。例えば、昭和60年4月2日～平成3年4月1日に生まれた方で、最終学歴が大学卒業ではない場合でも一般事務職1種を受験することができます。

職員採用試験を実施します

問合せ 総務課 人事係 ☎0739-26-9916



【試験区分ごとに下表(10～11ページ参照)の要件を満たす方。ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。】

- ◇日本国籍を有しない方(保育士、看護師、保健師を除く。)
- ◇禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ◇田辺市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ◇日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ※受験資格を満たさないこと(資格・免許の失効を含む。)又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。また、一般事務職4種(文化財専門員)、保育士、看護師、保健師、美術館学芸員の資格・免許を取得見込みの方で、資格・免許を取得できなかった場合にも、この試験に合格しても採用資格を失います。

■採用時期 令和3年4月1日

【第一次試験(一般事務職1種・一般事務職2種・一般事務職3種(文化財専門員)・土木技術職・建築技術職・保育士・看護師・保健師・消防職・美術館学芸員)】

■申込受付期間 8月3日(月)～17日(日)

■申込書の配布場所 本庁舎受付(本庁舎2階)・総務課(本庁舎3階)・福祉課(市民総合センター2階)・各行政局総務課(23ページ参照)・田辺消防署・各分署

※ホームページからも取得できます。

※郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、94円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号、縦23.5cm×横12cm程度の大きさ)を必ず同封して、左記へ請求してください。

■申込受付場所 〒646-8545 新屋敷町1-1 総務課 人事係
 ☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/>

職員紹介

採用1年目の職員に、担当業務の内容や今後の抱負等についてインタビューしました。



稲成保育所
根岸 枝里

1歳児クラスを担当しています。保育士は、子供の成長や言葉が増えていく様子を感じられ、毎日が楽しいです。これからは、子供の成長に一番合った保育方法を考えながら、保護者の方にも安心して預けてもらえるような保育士を目指したいです。

事業者の方と一緒に地域産品や観光資源をPRする田辺市地域ブランド推進協議会事務局を担当しています。田辺の魅力年全国に届けるため、積極的に情報発信を行うとともに、事業者の方からの相談にもしっかりと応えられるように頑張りたいです。



商工振興課
森 光介

試験区分	採用予定人数	受験資格
一般事務職1種 (大学卒業程度)	17名程度	昭和60年4月2日～平成11年4月1日に生まれた方 ただし、飛び級入学等により大学を卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方は、平成11年4月2日以降に生まれた方でも受験することができます。
一般事務職2種 (高等学校卒業程度)	6名程度	平成3年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方 ただし、次の①又は②に該当する方については受験できません。 ①大学(短期大学を除く。)を卒業した方や令和3年3月末日までに卒業見込みの方など、令和3年3月末日現在で大学における在籍期間が通算して3年を超える方 ②外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える方など、①と同等であると認める方 ※在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいいます。

ニュースポーツ教室を開催します

問合せ 下記参照



▲ノルディックウォーキング

運動を楽しみたい方を対象として、誰でも気軽に楽しめるニュースポーツの指導、体験教室を開催します。

◎各日とも30名「先着」

◎飲み物・室内用運動靴（屋外実施時は屋外用運動靴）・運動のできる服装・タオル等

◎左記へ電話又は参加申込書に住所・氏名・年齢・電話番号をご記入の上、FAX・Eメールでお申し込みください。

◎スポーツ振興課 市民スポーツ係（田辺スポーツパーク管理事務所内）

☎0739（25）2531

☎0739（25）0387

✉sports@city.tanabe.lg.jp

令和2年度 ニュースポーツ教室予定一覧

※表中の「田辺 SP」は田辺スポーツパークの略です。
※屋外の種目については、雨天中止とします。

日程	種目	場所
8月27日(土)	13時30分～15時	室内ペタンク 田辺 SP 体育館
	19時～20時30分	囲碁ボール 田辺 SP 体育館
9月17日(土)	13時30分～15時	ターゲットバードゴルフ 田辺 SP サブグラウンド
	19時～20時30分	スカイクロス 田辺 SP 室内練習場
10月20日(火)	13時30分～15時	グラウンドゴルフ 田辺 SP 陸上競技場
	19時～20時30分	モルック 田辺 SP 室内練習場
11月18日(水)	13時30分～15時	古道ウォーク 田辺市内
	19時～20時30分	カローリング 田辺 SP 体育館
12月16日(水)	13時30分～15時	モルック 田辺 SP サブグラウンド
	19時～20時30分	グラウンドゴルフ 田辺 SP 陸上競技場
1月19日(火)	13時30分～15時	囲碁ボール 田辺 SP 体育館
	19時～20時30分	カローリング 田辺 SP 体育館
2月18日(土)	13時30分～15時	ノルディックウォーキング 田辺 SP 敷地内
	19時～20時30分	室内ペタンク 田辺 SP 体育館
3月16日(火)	13時30分～15時	モルック 田辺 SP サブグラウンド
	19時～20時30分	スカイクロス 田辺 SP 体育館



▲室内ペタンク



▲カローリング



▲囲碁ボール

各種健康イベントを開催します

問合せ 下記参照



講演会「ひきこもり一経験から伝えられること」地域とつながりを考える」

◎9月26日(土)

◎13時30分～15時30分

◎場となる2階「大会議室」

◎講師本人もひきこもり経験者。現在もひきこもりに悩むたくさんの方々との出会いながら活動されています。今回は、自身の経験を基に家族支援や社会参加等について分かりやすくお話をさせていただきます。

◎講師 泉翔さん（NPO法人ウイークタイ代表理事）

◎50名「先着」

◎筆記用具

◎8月31日(月)～9月11日(金)に下記へ電話又は申込書をFAXでお申し込みください。申込書は下記で配布するほか、下記ホームページからも取得できます。

◎新型コロナウイルス感染症の影響で開催しない場合、9月11日以降に申込者に連絡します。

◎新型コロナウイルス感染症の影響で定員が例年の半数となっていることから講演後、左記で動画配信を予定しています。

◎http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/hik

「これならつづけられる」速歩き健康塾

誰でも簡単に運動習慣を身に付けられるよう、活動量計を使った「速歩き健康塾」を開催します。

◎糖尿病や高血圧の予防に効果があると言われていた1日8000歩、20分の速歩きを体験してみませんか。皆さん気軽にご参加ください。

◎9月4日(金)、9月11日(金)、10月2日(金)、10月30日(金)

◎13時30分～15時30分（受付は13時）

◎市民総合センター4階「交流ホール」

◎速歩き健康法について（活動量計を実際に使ってみよう）

◇速歩き体験

◇理学療法士による「ウォーキングについて」の講話と実技（食事について考えよう・ストレッチなどの室内運動）

◎ウォーキングを続けていけるようサポートします。

◎市内に住民票がある40歳～74歳の運動可能な方

◎原則4回とも参加できる新規お申込みの方を優先します。

◎20名「先着」



▲理学療法士による講話



▲速歩き体験

◎筆記用具・眼鏡（必要な方）・飲み物・運動靴・動きやすい服装

◎参加当日、自宅での体温測定にご協力お願いします。

◎8月11日(火)～28日(金)に下記へ直接又は電話でお申し込みください。

笑いの講演会2020年 にごこ楽落寄席

◎8月29日(土)

◎13時30分～14時30分

◎市民総合センター2階「交流ホール」

◎講師 わかやま落寄会

◎市内にお住まいの方

◎30名「先着」

◎筆記用具

◎8月11日(火)～21日(金)に左記へ直接又は電話でお申し込みください。

◎新型コロナウイルス感染症の影響で講演を開催しない場合、8月24日以降に申込者に連絡します。

◎健康増進課 健康管理係（市民総合センター2階）

◎0739（26）4901

◎0739（26）4911

◎http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/

新庁舎整備事業の進捗について

問合せ 新庁舎整備室 計画係 (☎ 0739-34-3336)



新庁舎建設工事等発注方法検討報告書が提出されました

新庁舎の建設工事等の発注方法について検討するため、本年1月15日に和歌山大学システム工学部教授の高砂正弘氏を委員長とする田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会(以下、委員会)を設置しました。

委員会は、学識経験者、弁護士、国の職員、和歌山県の職員、市の職員の5名により構成されています。

委員会では、「工物品質の確保」、「入札の公平性の確保」に加え、「地域経済の振興」の観点を考慮し、「新庁舎の新築工事の発注方法に関すること」、「新庁舎の建設用地内に存する既存建物の改修工事及び解体工事の発注方法に関すること」について慎重に検討を重ね、去る6月24日(水)、市長に報告書が提出されました。

報告書の要旨は次のとおりです。

■解体工事

◇解体工事は、3階より上部躯体を分離し、市内業者に発注すること

■新築工事+改修工事

◇入札参加者の要件として、必要な総合力及び施工能力の両方を求めること

◇十分な入札参加候補者数を確保するため、市外業者に参加の枠を広げること

◇市外業者の入札参加要件は、十分な入札参加候補者数を確保できるよう設定した上で、必要な総合力を求めること

◇JVの結成方式は、入札後結成方式を採用すること

◇JVの代表者以外の構成員は、市内業者を原則2者とした上で、一定水準以上の総合力及び施工能力を求めるとともに、出資比率を緩和すること

◇落札者決定方式は、総合評価方式を採用すること

報告書の詳しい内容や委員会の会議録は、ホームページで閲覧できます。

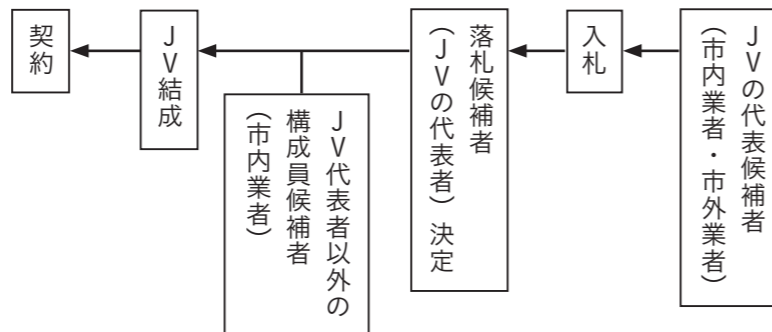
☐ https://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi/hatyu_houhou.html

※JV(ジョイントベンチャー)とは、複数の建設企業が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する共同企業体のことです。



▲報告書提出の様子

■JVの入札後結成方式の流れ



▲令和2年6月23日 鉄骨工事状況

店舗・駐車場棟の整備状況について

オークワ社が施主となって整備を進めている店舗・駐車場棟(1階店舗、2階店舗駐車場、3階屋上市役所公用車等駐車場)について、令和2年1月20日より工事に着手しており、現在鉄骨工事を行っています。

今後、8月中旬頃に鉄骨工事が完了予定となっており、引き続き、床のコンクリート工事、外壁工事、内装工事を行い、工事完成は令和3年2月、オークワ社の店舗開業は令和3年3月の予定です。

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

問合せ 下記参照



新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少により大きな困難が心身に生じている低所得のひとり親世帯を支援するため、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します。

函◇基本給付 ひとり親世帯(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童又は一定の障害のある20歳未満の子供を養育している父又は母。父母がいない場合は、その児童を養育している方)で次のいずれかの要件を満たす方

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方

②遺族年金、障害年金等の公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

③申請時点でひとり親世帯であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となつた方

◇追加給付 基本給付①又は②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

■給付額

◇基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

◇追加給付 1世帯5万円

目◇基本給付①

申請は不要です。なお、追加給付の対象となる方は、事前に送付している追加給付申請書を提出してください。

※基本給付分は、児童扶養手当の振込口座へ振り込みますので、給付金の振込みが済むまでに口座の名義変更や解約をする場合は、届出が必要となります。

◇基本給付②又は③

左記の必要書類等を持参の上、下記提出先へご本人(代理不可)が直接申請してください。申請書や申立書は、提出先で配布します。

なお、市民課庶務年金係で申請される場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び窓口の混雑緩和のため、事前に電話予約が必要です。

■必要書類等

【基本給付②③共通】

◇申請者の本人確認書類

◇該当する給付金【基本給付・追加給付】の申請書(請求書)

◇収入(所得)に関する申立書(本人・扶養義務者)

◇ひとり親世帯であることが分かる書類(戸籍謄本等)

◇振込口座が分かるもの(通帳及びキャッシュカードの写し等)

【基本給付②】

◇平成30年中(平成30年1月～平成30年12月)の年金受給金額が分かるもの(年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等の写し等)

◇平成31年1月1日の現住所が田辺市外であった方は、住所地の市町村発行の平成31年度(平成30年分)所得証明書

【基本給付③】

◇令和2年2月以降の任意の1か月の収入の分かる給与明細書、帳簿等の写し

◇公的年金を受給している場合は、令和2年2月以降の任意の1か月の年金受給金額が分かるもの(年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等の写し)

※その他必要書類を求める場合があります。

■申請期間 8月12日(水)～令和3年2月26日(金) 平日9時～17時

※市役所2階市民課では、事前予約された方を対象に8月16日、23日、30日全③の9時～17時



時でも受付します。

■提出先

市民課庶務年金係又は各行政局住民福祉課(23ページ参照) 関制度に関すること

◇ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター

平日9時～18時

☎0120(400)903

市民課庶務年金係への申請予約・制度に関すること

◇ひとり親世帯臨時特別給付金専用電話

☎0739(33)7103

8月3日(月)～ 平日9時～17時